

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																				
環境農林水産部 環境農林水産 総務課	<p>過年度に撤去（一部撤去を含む。）した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳から除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 514 1507 1050"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明設備</td> <td>照明装置</td> <td>0 個</td> <td>615,000円</td> </tr> <tr> <td>植込み擁壁</td> <td>囲障</td> <td>0 個</td> <td>1,407,000円</td> </tr> <tr> <td>車止め</td> <td>雑工作物</td> <td>0 個</td> <td>804,000円</td> </tr> <tr> <td>誘導標識</td> <td>諸標</td> <td>0 個</td> <td>2,256,000円</td> </tr> <tr> <td>照明器具</td> <td>照明装置</td> <td>0 個</td> <td>369,000円</td> </tr> <tr> <td>点字タイル</td> <td>諸標</td> <td>0 個</td> <td>511,000円</td> </tr> <tr> <td>ネットフェンス</td> <td>囲障</td> <td>4 個</td> <td>615,078円</td> </tr> <tr> <td>ネットフェンス</td> <td>囲障</td> <td>1 個</td> <td>552,514円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本件、6件について、公有財産台帳では数量が「0個」と登録されていた。</p>	財産名称	種目	数量	取得価額	照明設備	照明装置	0 個	615,000円	植込み擁壁	囲障	0 個	1,407,000円	車止め	雑工作物	0 個	804,000円	誘導標識	諸標	0 個	2,256,000円	照明器具	照明装置	0 個	369,000円	点字タイル	諸標	0 個	511,000円	ネットフェンス	囲障	4 個	615,078円	ネットフェンス	囲障	1 個	552,514円	<p>検出事項について、保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われない。</p> <p>また、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳からの除却処理を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
財産名称	種目	数量	取得価額																																				
照明設備	照明装置	0 個	615,000円																																				
植込み擁壁	囲障	0 個	1,407,000円																																				
車止め	雑工作物	0 個	804,000円																																				
誘導標識	諸標	0 個	2,256,000円																																				
照明器具	照明装置	0 個	369,000円																																				
点字タイル	諸標	0 個	511,000円																																				
ネットフェンス	囲障	4 個	615,078円																																				
ネットフェンス	囲障	1 個	552,514円																																				

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課	借用財産について、公有財産台帳の更新登録を行っていないものがあった。						検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。	未登録分については、令和2年7月20日付けで環境農林水産部環境管理室事業所指導課において、公有財産システムに更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、遅滞なく適正な事務処理を行うこととする。
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間		
	建物	豊中市服部西町5丁目1-1	2㎡	航空機騒音常時監視システム機器設置	免除	H30.4.1~H31.3.31 H31.4.1~R2.3.31		
	建物	豊中市野田町1番2号	2㎡	航空機騒音常時監視システム機器設置	無償	H30.4.1~H31.3.31 H31.4.1~R2.3.31		
建物	大阪市淀川区十八条3-1-65	2㎡	航空機騒音常時監視システム機器設置	免除	H30.4.1~H31.3.31 H31.4.1~R2.3.31			
※ 本件、全て公有財産台帳では借用期間が、「H29.4.1~H30.3.31」のまま放置されていた。								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)